庁令

○海上保安庁令第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　海上保安庁長官　中島　敏

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和二十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第四条の二　海上保安学校に、次の教官室を置く。 航海教官室 機関教官室 主計教官室 航空教官室 情報通信教官室 航行援助教官室 管制教官室 海洋科学教官室 一般教養教官室 警備救難教官室 小型船舶操縦教官室 2～4　（略） 5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一　（略） 二　情報通信教官室、航行援助教官室及び管制教官室 三・四　（略）	**第四条の二**　海上保安学校に、次の教官室を置く。 航海教官室 機関教官室 主計教官室 航空教官室 情報通信教官室 航行援助教官室 海洋科学教官室 一般教養教官室 警備救難教官室 小型船舶操縦教官室 2～4　（略） 5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一　（略） 二　情報通信教官室及び航行援助教官室 三・四　（略）

附　則

この庁令は、平成三十年四月一日から施行する。